

通知・通達

- ◇令和4年8月1日 【日行連発第540号】 新型コロナワクチン接種の推進について
- ◇令和4年8月4日 【日行連発第552号】 下請契約及び代金支払の適正化並びに施工管理徹底等について（周知）
- ◇令和4年8月12日 【日行連発第592号】 オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な取得等について
- ◇令和4年8月19日 【日行連発第622号】 厚生年金保険・健康保険の適用拡大に係る協力依頼について
- ◇令和4年8月22日 【日行連発第635号】 特定行政書士徽章の作製について（お知らせ）
- ◇令和4年8月23日 【日行連発第645号】 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドランの一部改正について（周知）
- ◇令和4年8月25日 【日行連発第665号】 「働きやすい職場認証制度」に係る二つ星の導入について（周知）
- ◇令和4年8月25日 【日行連発第670号】 建設業法施行規則等の一部改正について（周知）
- ◇令和4年8月26日 【日行連発第673号】 職務上請求書の取扱いに係る会員への周知について
- ◇令和4年8月26日 【日行連発第677号】 会社法の一部改正（令和4年9月1日施行）に伴う行政書士法の一部改正について（お知らせ）
- ◇令和4年8月29日 【日行連発第679号】 特殊車両通行確認制度の代理申請の方法について（周知）
- ◇令和4年8月29日 【日行連発第682号】 自賠責保険・共済紛争処理機構の業務規程の改正について（周知）
- ◇令和4年8月29日 【水総e1-125】 マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進等について（協力依頼）
- ◇令和4年9月1日 【日行連発第707号】 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について（周知）
- ◇令和4年9月20日 【日行連発第783号】 「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の一部改正等について（周知）
- ◇令和4年9月27日 【日行連発第811号】 「建設特定技能外国人制度の説明会」開催情報について（周知）
- ◇令和4年9月29日 【監第483号】 令和5・6年度建設工事及び建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の定期受付について（通知）

※内容の詳細については、本会HP(<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp>)をご確認いただくか、本会事務局宛までお問い合わせ下さい。

業務情報

風俗営業許可申請手続きにおける押印等の取扱いについて

1. 風俗営業許可申請書の申請者の押印の廃止について

令和2年6月30日付警察庁通達により、本県においては令和2年12月28日から風俗営業許可申請書の申請者の押印は廃止となりました。

2. 風俗営業許可申請手続きにおける職印の取り扱いについて

日行連発第1722号令和3年3月11日付“押印手続きの見直し”推進下における行政書士の「職印」の取扱いについてのとおり。(別添資料参照)

日行連発第1722号
令和3年3月11日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊

“押印手続きの見直し”推進下における行政書士の「職印」の取扱いについて

昨年7月17日規制改革実施計画の閣議決定以後、政府により規制改革推進会議が提示する基準に照らして政令等が改正され、国民や事業者等から行政機関への申請等に際して押印を求めている手続等について、押印を不要とする等の取扱いが順次進められています。

そのような中、各地方自治体の窓口等で既に進められている取組みも含め、窓口によっては押印廃止に伴う取扱いに若干の差異が認められ、会員の皆様からも、行政書士法施行規則の規定に基づく行政書士の職印の押印に関してはどのように取り扱うのかとの照会が、単位会に上がっていると伺っています。

現時点において、国から本会に対し行政書士の職印の押印に対する見直しの要請はありませんが、下記のとおり本会の基本的な考えをお示ししますので、ご承知おきください。

記

行政書士法施行規則第9条第2項に基づく行政書士の職印押印については、申請者の本人確認、申請意思の真正担保、行政書士が作成した書類であることを表示すること等について機能を果たしている。今後デジタル化へ向けた本施行規則の改正も視野に入れた検討の必要性を認識しつつも、本施行規則が改正されるなど行政書士の職印押印に関する取扱いが明示的に変更されない限り、職印の押印に関する義務は、現時点では本施行規則に規定されているとおり、継続するものとする。

業務情報

【参考】

(1) 関係する法令等

○行政書士法施行規則（抄）

（書類等の作成）

第9条 行政書士は、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成してはならない。

2 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

（職印）

第11条 行政書士は、日本行政書士会連合会の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない。

（行政書士に関する規定の準用）

第12条の3 …第4条から第11条までの規定は、行政書士法人について準用する。この場合において…

○日本行政書士会連合会会則（抄）

（行政書士の職印）

第81条 行政書士が、業務上使用する職印は、別記様式第一に準じて調製しなければならない。

2 行政書士は、…単位会の会員となった後、直ちに、前項の職印を押した印鑑紙に氏名を自署して単位会に提出しなければならない。改印したときも、また同様とする。

（行政書士法人の職印）

第81条の2 行政書士法人は、…単位会の会員となった後、又は既に入会している単位会の都道府県内に従たる事務所を設置した後、直ちに、業務上使用する職印を押した印鑑紙に事務所の名称を記載して単位会に提出しなければならない。改印したときも、また同様とする。

2 前項の職印には、行政書士法人の名称を使用しなければならない。

別記様式第一 <略>

(2) 職印を押印する場面（法令等に規定があるもの）

○行政書士が業務として作成した書類（行政書士法施行規則、日行連会則）

○職務上請求書（昭和61年の総務省・法務省行政指導、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則）

○報酬額表（日本行政書士会連合会の定める報酬額表の基本様式に関する規則）

○領収証（日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則）

○行政書士派遣事業の届出・報告（行政書士派遣事業における届出及び報告に関する規則）

○行政書士登録の変更等の申請・届出（行政書士登録事務取扱規則）

○行政書士証票の再交付申請（行政書士証票に関する規則）

(3) 単位会による職印の管理

○行政書士及び行政書士法人は、日行連会則の規定に基づき、省令に根拠を持つ「業務上使用する職印」を押した印鑑紙を、所属する単位会に提出しなければならないとされている。

○単位会は、提出された印鑑紙を管理している。

○しばしば、個々の行政書士の業務依頼者関係先から単位会に対し、書類に押印された職印が当該行政書士の職印として提出されたものであることを証明する依頼があり、単位会は「証明書」を発行している。

以上